

# インターネット社会における 弁護士業務妨害と対処法

講演日：2016年3月22日(火)



神田 知宏 (60期)  
●Tomohiro Kanda  
第二東京弁護士会会員  
業務妨害対策委員会委員

〈略歴〉  
2007年 弁護士・弁理士登録  
2009年 日弁連コンピュータ委員会  
副委員長  
2016年 筑波大学非常勤講師(情報法)

## CONTENTS

### 1 はじめに

### 2 業務妨害事例

- ① 依頼者・相手方・事件関係者・傍観者からの業務妨害
- ② 業務妨害記事を削除請求した相手によるさらなる業務妨害
- ③ 各サイトに業務妨害記事が作成された結果
- ④ 対応方法

### 3 管理者調査編

- ① 削除請求の相手は誰か
- ② 管理者の調査

### 4 請求編(総論)

- ① 請求方法
- ② 任意削除・開示請求の手法
- ③ 法的措置の種類
- ④ 対象記事と請求主体
- ⑤ 対象記事の類型

〈次号掲載〉

### 5 削除請求編

- ① メールでの削除請求(2ch.net)
- ② フォームでの削除依頼(logsoku)
- ③ 送信防止措置依頼書での請求
- ④ 削除仮処分
- ⑤ 削除請求のリスク

### 6 発信者情報開示請求編

- ① 投稿者の特定手順(匿名サイト)
- ② IPアドレスの開示請求-発信者情報開示仮処分
- ③ 接続プロバイダーの調査
- ④ 住所氏名の開示請求
- ⑤ 開示請求のリスク

### 7 特殊な削除請求

- ① 検索サイトのキャッシュの削除依頼
- ② サジェストの削除
- ③ 関連ワードの削除請求
- ④ 検索結果の削除

### 8 海外企業編

- ① 債務者の例
- ② 管轄
- ③ 双方審尋期日

### 9 結語

## 1 はじめに

神田です。よろしくお願いいたします。本日は「インターネット社会における弁護士業務妨害と対処法」というテーマをいただきました。インターネットにおいて、弁護士が誹謗中傷を受けたり、悪質な書き込みをされたり、その他いろいろなインターネットでの攻撃を受けて、結果として業務妨害になるというケースで、弁護士が自分自身を守るためには一体どのように対応すればいいのかというお話をさせていただきます。

業務妨害への対処と言っても、結局は依頼者のために削除請求をしたり、依頼者のために発信者情報開示請求をするという手段と、基本的には変わりません。ただ、それを依頼者のためにやるのではなく、自分自身のためにやるということが大きく異なります。

## 2 業務妨害事例

まず業務妨害事例を、いくつかのパターンに分けて紹介いたします。

### 1 依頼者・相手方・事件関係者・傍観者からの業務妨害

最初の事例は、依頼者、または相手方、事件関係者、傍観者(ギャラリー)からの業務妨害です。傍観者とは、事件と全然関係がないにもかかわらず、インターネット等でその人のことを見ている、中傷してやれということで、悪意を持って書き込みをしてくるような人たちのことです。こういった者たちから

の業務妨害という事例をいくつか紹介いたします。

### (1) 殺害予告

インターネットにおける業務妨害という事例において、この先生の話抜きにしては語れないというほど、著名な先生がいらっしゃいます。一弁の会長声明が昨年出ていますが、某弁護士がインターネットでものすごい中傷を受けているということで、一弁としてはこういった悪質な行為に対しては、毅然とした態度を取っていく、断固として戦うということが趣旨として書かれています。

弁護士業務妨害が度を過ぎると、弁護士個人で戦うことはなかなか難しくなってきたり、会として頑張るといったようなことも場合によっては必要になってきます。実際に何が書かれていたかというところ、この先生の場合には95万件の殺害予告があったとニュースで報じられています。弁護士の名前に続けて「殺す」と書かれるわけです。こういったものが業務妨害になり得ます。

### (2) 誹謗中傷型

次は誹謗中傷型です。例えば、特定の弁護士名で検索をすると、「〇〇弁護士が依頼人に暴行、遅刻した部下に熱湯をかけ暴行、〇〇弁護士逮捕」といった記事がインターネットの掲示板に書かれています。

これは実際に〇〇弁護士が逮捕されたという事件があったわけではなく、別の事件、全く関係のない一般の方々の逮捕事件の記事の被疑者の部分だけを弁護士の名前に書き換えて投稿するというパターンです。ですので、この弁護士は、このような事実は全くないのですけれども、その弁護士の名前で検索すると、部下に熱湯をかけたであるとか、児童ポルノであるとか、そういったタームと一緒に表示されてしまう。こういった業務妨害事例がございました。これは一般ギャラリーによる中傷のタイプです。

### (3) 悪徳弁護士スレッド (2ちゃんねる)

次へまいります。弁護士ブラックリストであるとか、悪徳弁護士と闘う人のスレッドとか、そういったタイトルのついた掲示板が、

「2ちゃんねる」にはございます。悪い弁護士は排除していきましょう、実名をどんどん書いてくださいというような掲示板です。そうすると、世の中の人たちが、そういえば自分もあの弁護士にひどい目に遭ったというようなことを思い出して、ふと名前を書いてみたくなるわけです。スレッドは1,000番まで書けるものですから、いくつでも嫌いな弁護士の名前を書けてしまう。こういったタイプの業務妨害です。

### (4) Yahoo!知恵袋

次は「Yahoo!知恵袋」です。悪口、誹謗中傷といえ「2ちゃんねる」というイメージをお持ちの方もいるかもしれませんが、実際には今、いろいろなサイトで弁護士の悪口を書くことができます。例えば「Yahoo!知恵袋」なども、よく使われます。

### (5) サジェスト汚染型

次はちょっと珍しいタイプですが、サジェスト汚染型というタイプがあります。例えば、「〇〇弁護士会の〇〇弁護士が依頼者に暴行。事案は放置、犯罪歴、懲戒処分」等、いろいろ不穏なキーワードと一緒に実在の弁護士名がネット上に並べられます。

これは何を狙っているかというところ、サジェストという機能は、ご存じでしょうか。「Google」の検索窓のところに、例えば弁護士の名前を入力すると、後ろに〇〇法律事務所とか、関連するワードが出てきます。これをサジェストと呼びますが、このサジェストを汚染するという目的で、このようなことが行われます。

## 2 業務妨害記事を削除請求した相手によるさらなる業務妨害

次は、業務妨害記事を削除請求した相手による、さらなる業務妨害というタイプです。これは2タイプありまして、自分が業務妨害を受けているからという理由で削除請求をしたところ、その相手からさらに業務妨害を受けるといったタイプと、もう1つは依頼者の業務妨害について削除請求をしたところ、これについて先生方が業務妨害を受けるといったタイプ

があります。

### (1) 削除依頼報告型

まず、削除依頼報告型です。例えば、インターネットの掲示板で、タイトルに「○○(依頼者名)なる人物から、仮処分の申し出が行われました。」、本文に「代理人は○○弁護士、○○法律事務所、第1回期日は○○…」等と記載され、削除請求をした事実がネット上で報告されることがあります。

この例では、単に事実を書いてあるだけで、たちの悪いものは、さらに誹謗中傷コメントと一緒に記載して報告をするというケースがあります。

### (2) 書面公開型

もう1つは書面公開型です。これは、どこにでも書面が公開できるというネットの特性を利用して、「訴状が届きました。詳しく読みたい人はここをクリック。」等と書かれ、そちらをクリックすると訴状のPDFが表示されるというケースです。依頼者の住所も、どんな主張をしているのかも丸見えですし、大変やっかいな相手ということになります。

## 3 各サイトに業務妨害記事が作成された結果

私自身の例ですが、「2ちゃんねる」に「神田知宏さん応援スレ」という個人名のスレが立ってしまっていて、応援スレだったらまだいいですけど、もしこれが悪徳弁護士神田をたたくスレだったら大変です。業務妨害記事がネットに掲載された結果、このようなスレが立ったり、検索結果がどんどん汚れていくということになるわけです。

最近では、忘れられる権利というテーマでお話することが多いのですが、学者さんから、依頼者はなぜ検索結果を消そうとするんですかと聞かれました。それは、例えば潜在的依頼者が先生の名前で検索をしたときに、こんな汚染された検索結果になっていると、この先生に頼むのはやめようと、きっと思うはずだからです。

したがって、汚染された検索結果が上の方に出てくるのは、嫌なんだと。「2ちゃんねる」

の见えないところにどんなに悪口が書いてあっても、あんまり気にならないけれども、検索結果の上の方に誹謗中傷が集まってくるから嫌なんだという説明をしたことがあります。

## 4 対応方法

冒頭で述べましたように、弁護士が自分自身を守る方法と、依頼者を守る方法は、ほぼ同じです。

### (1) 削除

まず、削除という方法があります。名誉権なりプライバシー権を侵害する情報については、削除請求をする。サイトの管理者に対して削除請求をするということが、1つ方法として挙げられます。

業務妨害対策という観点で考えると、より注意が必要なのは、投稿者への直接請求です。何の注意が必要かという、例えばブログを書いている人がいます。そのブログで弁護士の悪口を書かれたと。書かれている内容からして、きつとこの依頼者だと分かったとしても、その投稿者に直接、あなたはこういう悪口をネットで書いていますね、業務妨害なので直ちに消してくださいという内容証明を仮に打ったとすると、その人はより反発して、より巧妙にネットで分からないように悪口を書いてしまうかもしれないという問題があります。

そのため、そういえばあの依頼者はトラブルを起こしそうな感じの人だったということをもし思い出したとしても、その人に直接削除請求をするというのは、いったん考えて、まずはサイト管理者であるとか、サーバー管理者であるとか、そちらの方から削除請求をした方がよいのではないかという場合があります。

そしてもう1つ、手に負えないほど書かれてしまったと。先ほどの95万件の殺害予告のようなケースでは度が過ぎているのでなかなか難しいかもしれませんが、30、40ぐらいのサイトに悪口を書かれているという場合であれば、少なくとも「Google」等に関して検索結果の削除請求をするという手段が今は

あります。

近時、忘れられる権利などといわれているものですが、先ほどお話ししましたように、「2ちゃんねる」のどこかに悪口を書かれてあっても、検索結果に出てこなければ気にならないのですが、検索結果が汚れるから嫌なんです。最終的には手に負えないほど数が増えてしまった場合でも、「Google」であるとか、「Yahoo!」であるとか、そういった検索サイトに対して検索結果をきれいにしてもらおうという手段が残されています。

## (2) 抑止方法

次は抑止方法です。消しても消しても切りがない、いたちごっこだという場合があります。そういった場合にどうすればよいのか。先ほど直接交渉をするのはやめた方がいとお話をしましたが、ここまで悪いレベルになってきたら、そこはしょうがないです。直接交渉をしてやめてくださいと言うしかありません。ここで名誉棄損なり業務妨害で警察に捜査してもらおうと思いつくと、なかなか対応してくれません。

警察の捜査にはあまり期待しない方がいいだろうと思っています。ただ、あまり期待しない方がよいということであって、警察にも協力を願いつつ、自分でもいろいろやっていくということになるかと思えます。

あとは企業などへのアドバイスとしてよく言われることで、SNSや、事務所のホームページ等で、正しい情報を発信するという方法があります。弁護士の名前で検索すると、「依頼者に暴行」であるとか表示されるという場合に、事務所のホームページで『依頼者に暴行』などというようなことが表示されますが、そのような事実はございません。」ということをちゃんと説明して、その反論をネットに上げておくというやり方があります。

## 3 管理者調査編

ここから先は、削除請求、発信者情報開示

請求の手続について、お話していきます。

## 1 削除請求の相手は誰か

### (1) 記事を書いた人

まず、削除請求の相手は一体誰かということですが、すぐに思い付くのはブログ等に記事を書いた人です。たぶん依頼者が悪口を書いているんだと思うのであれば、その依頼者ということになります。

### (2) サイト運営会社

次に、そのブログがどこのサイトにあるのか。いろいろなプロバイダが、ブログサイトを運営しています。例えばSo-netのSo-netブログ、BIGLOBEのBIGLOBEウェブプログラムなどです。そうすると、そのブログサイトを運営しているプロバイダがサイト運営会社ということになります。

### (3) サーバー会社

また、サーバー会社も削除請求の相手になります。どこが運営しているサイトなのか全く分からないという場合には、サーバー会社の方に削除請求をするという流れになります。

### (4) 検索サイト運営会社

そして最後に、検索サイト運営会社、こちらに削除請求をする。記事本体は消せなくても、せめて検索結果だけはきれいにしようということで、最後の砦として残っているのは検索サイト運営会社になります。

## 2 管理者の調査

管理者の調査について、図で示しました(図表1)。

段階を追って説明します。まず、サイトがあると、必ず、書いた人と、サイト管理者が存在します。そして、このサイトが丸々入っているのがサーバーです。そのサーバーの管理会社は、別にあります。サイト運営会社とサーバー管理会社が、同じというケースもありますけれども、最近は役割分担が進んでおりますので、サイト運営会社とサーバー管理会社は、別であることがとても多くなっています。

### (1) サイト記載の情報からの調査

最初に何をすればよいかというと、まず、サイトの中を見渡してください。例えば先ほどの「Yahoo!知恵袋」であれば、上から下まで見渡して、リンクなどをクリックしていくと、「Yahoo!」がやっているということが分かります。しっかりしたサイトであれば、どこかに管理会社へのリンクが張ってあったり、管理運営会社はここですよと書いてあったりします。したがって、まずはそのサイトの中から、どこかに管理会社がかかれていないか探してください。

## (2) ドメイン名と登録者の例

次に、そういったサイトの管理会社がサイト等を書いていない場合はどうするかですが、ドメイン名の登録者を調べるという方法があります（**図表2**）。

例えば「yahoo.co.jp」であれば、調べるとヤフー株式会社がドメイン名の登録者であることが分かります。**図表2**の3行目の「livedoor.com」について、ライブドアブログやライブドアグルメなどがありますけれども、「livedoor.

com」と書いてあるからライブドアなのかと思って調べると、LINE株式会社と出てくるので、ライブドアではなくて、LINE株式会社がやっていることが、ドメイン名の登録者から分かるわけです。

注意を要するものが、**図表2**の一番下にある「m2ch.com」です。「2ちゃんねる」かと思うかもしれませんが、これは「2ちゃんねる」ではなくて、「携帯2ちゃんねる」というサイトです。こちらの登録者を検索すると、「NAOKI KOBAYASHI」と出てきます。何だ、ナオキ・コバヤシさんがやっているんだと思ったら実はサーバー管理会社の社長の名前で、実際には別に管理者がいます。

もう1つ上の「2ch.sc」も見てください。「2ch.sc」の管理者は西村博之さんであると、本人も公表しています。したがって西村博之さん、ないし、「2ch.sc」を運営しているとされるPACKET MONSTER INCというシンガポール法人を相手にすればいいわけですけれども、この「2ch.sc」の登録者を調べると、「Whois Privacy Protection Service by VALUE-DOMAIN」という表示が出ます。意味としては、個人情報なので表示しませんということです。したがって、ドメイン名を調べれば、必ず登録者が分かるというものでもないということ覚えておいてください。

## (3) ドメイン名の登録者の調査

ドメイン名の登録者の調査には、Whoisと呼ばれるインターネットの仕組みを使います。インターネットには、そのドメインは誰が登録しているかということを調べるための

**図表1** 管理者の調査



**図表2** ドメイン名と登録者の例

ドメイン名	登録者(2014/10/18調べ)	コンテンツの例
yahoo.co.jp	ヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋
shitaraba.com	シーサー株式会社	したらば掲示板
livedoor.com	LINE株式会社	ライブドアブログ、等
ameblo.jp	株式会社サイバーエージェント	アメブロ
bakusai.com	Bakusai.com Kakari	爆サイ
fc2.com	FC2, INC.(ネバダ)	FC2ブログ、等
2ch.net	Race Queen, Inc(フィリピン)	2ちゃんねる(2ch.net)
2ch.sc	Whois Privacy Protection Service by VALUE-DOMAIN	2ちゃんねる(2ch.sc)
m2ch.com	NAOKI KOBAYASHI(ただしWhois Privacy Protection Service)	携帯2ちゃんねる

Whoisといわれる仕組みがあります。また、ちょっと区別はややこしいですけれども、民間会社が提供しているWhoisのサービスもあります。

例として、アグスネット株式会社がやっているサービスを紹介します\*1。このサイトで、検索窓に、例えば「rentalbbs.livedoor.com」というアドレスを入れ、「調べる」というボタンをクリックしてみると、左側にLINE Corporationと、ドメインの登録者が表示されます。したがって、このドメインの登録者はLINE株式会社であることが分かるわけです。

#### (4) サーバー管理者の調査

次に、サーバー会社を調べる方法です。ドメインの登録者を調べても、**図表2**にあった「Whois Privacy Protection Service」という表記や、Whois情報遮蔽サービスをしている会社の名前が記載されているというケースがあり、サイト運営会社がどこなのか分からないということがあります。その場合には、Whoisを使ってサーバー会社を調査します。

なお、例外的に使えるテクニックもあります。ドメイン登録会社も、電話番号やメールアドレスが出ていますので、そちらに連絡をして、本当の登録者は誰ですかと問い合わせをすると、答えてもらえる場合があります。日本だとあまり教えてくれないのですが、海外の「Whois Privacy Protection Service」だと教えてくれるところもあります。

## 4 請求編(総論)

ここまでは、誰に削除請求をすればよいのか、誰に発信者情報開示請求をすればよいのかという調査方法でしたが、ここから実際の請求方法について、まず総論的なお話をします。削除請求にも発信者情報開示請求にも共通するテーマです。

### 1 請求方法

大別して、任意請求の方法と法的措置という方法があります。

内容証明郵便で削除請求をするということが、すぐに思い付くかもしれませんが、実際にはほぼ使われていません。内容証明郵便で削除請求が来ると、削除請求に慣れていない先生なんだということが伝わってきます。ですので、内容証明郵便は使わない方がいいと思います。

また、法的に請求権が立たないような投稿というの、多々あります。例えば「依頼者に暴行」という投稿であれば、そんな事実はございませんと、反真実を主張することはできますけれども、こんな最悪な弁護士には頼むべきではないというような、個人の主観、感想、意見論評の場合には、なかなか法的には削除請求がしにくいという場合があります。そういった場合でも、削除のお願いということで、これは法的請求じゃないんです、削除のお願いなんですとって削除のお願いをすることができます。わりといろいろなサイトが、この削除のお願いに応じてくれます。

例えば「2ちゃんねる」のミラーサイト、コピーサイトと呼ばれるところは、削除にあまり抵抗がないので、削除してくださいと言うだけで、消してくれるところがわりと多いです。ただ、中にはやはり表現の自由なりにこだわっている管理者もいらっしゃいます。その場合には、どうしてこれが削除請求の対象になるんですかということを言われますので、そこでやりとりが生じるということになります。

### 2 任意削除・開示請求の手法

オンラインの手法とオフラインの手法に分けられます。

まず、オンラインの手法です。インターネットの事件ですから、インターネットの中だけで解決する方法があります。例えば管理者あてのメールであるとか、削除専用のオンラインフォームというものを用意しているサイトもあります。そういったものがあるときには、積極的に削除請求を受け付けているということが分かりますので、これを利用して

\*1 <http://www.aguse.jp/>

ただくのがよいと思います。

そういったフォームがなくても、お問い合わせフォームが存在する場合があります。これは、通常のお客様からのお問い合わせというような趣旨で置いてあるんだと思いますけれども、こちらに「削除請求はどうすればいいんですか」と、問い合わせをするという使い方ができます。そうすると、比較的皆さん対応していただけます。

オフラインの手法は、先ほど内容証明郵便を送らない方がよいというお話をしましたが、では何を使うのかというと、削除の場合には、テレコムサービス協会書式というものがあります。こちらに、何がいけないのか、どれを削除したいのかということを書いて送ります。

また、開示請求については、23条照会による開示請求ができる場合があります。例えばプロバイダ名で言うと、アルテリア・ネットワークスという会社、昔はUCOMと言われていた会社ですが、こちらの会社では、23条照会によって発信者の情報を開示してくれるようになっています。

### 3 法的措置の種類

法的措置の種類を並べますと、仮処分には3つあります。①削除仮処分、②発信者情報開示仮処分、すなわち投稿者のIPアドレスを開示する仮処分、および、③発信者情報消去禁止仮処分、すなわちログ保存仮処分です。

本案訴訟には、①削除訴訟、②住所氏名の発信者情報開示請求訴訟の2つがあります。

IPアドレスの開示訴訟と住所氏名の開示仮処分というものも、理論的には存在しますが、実務上は使われません。IPアドレスの方が仮処分で、住所氏名の方が訴訟と、パターンが決まっています。

### 4 対象記事と請求主体

対象記事と請求主体というお話に移ります。

#### (1) 対象記事

対象記事は、どの記事を削除請求するのかという問題です。例えばブログの場合には、

ある日のブログがすごく長い文章で書かれている場合があります。また「2ちゃんねる」であれば、悪徳弁護士を探すスレッドみたいなものがありまして、1番から1,000番まで投稿がある。その中の例えば500番のところに自分の悪口が書かれていると。そうしたら500番だけ消せばいいでしょうと。ブログの方は、この段落だけ消せばいいでしょうと裁判所から言われます。ページ丸ごとの削除仮処分というものは、認められていません。ほかの地裁では認められているケースもありますが、東京地裁民事9部では認められていないということです。どこの部分を削除対象とするのかということを考えていただく必要があります。

ただ、これは法的な請求が立つか立たないかという観点ですので、先ほどお話しした削除のお願いというベースであれば、あまり厳密には考えられていません。したがって、厳密には法的請求が立たない場合でも、お願いなら消してくれるかもしれないということで、試す価値はあるかと思います。

#### (2) 請求主体

請求主体、これはもちろん先生方の悪口が書かれているわけですから、請求主体は先生個人だと思いますけれども、弁護士法人の場合には弁護士法人が請求主体なのではないかということも1つ考えなければいけないかもしれません。

また、任意請求の場合にはあまり厳密には要求されないのですが、法的請求をする場合には同定可能性という論点が出てきます。

これは同姓同名の他人を排除できるか否かという論点です。例えば、田中某という弁護士が東京地裁民事9部に対してネットで悪口をいっぱい書かれていますということで削除請求をしたところ、田中某という弁護士はもう1人いるじゃないか、同定可能性がないのではないかとされたという事例がありました。

これは東京高裁の方で、書いてあることはいろいろ読めば、こちらの方ですねと認定をされて、認定で回避されていますけれども、何も情報がなければ「弁護士 田中某」だけでは2人いるから、どちらか特定できないという

ことになりかねません。

## 5 対象記事の類型

対象記事の類型というお話に移ります。

### (1) 名誉権侵害 (名誉棄損)

類型の中では、業務妨害で言うよりも名誉棄損で言う方が非常に使いやすいです。したがって名誉棄損の類型を考えてください。

名誉棄損の類型には、事実摘示型と意見論評型があります。ただ、違法性阻却事由が違いますので、削除請求をする側からすると、事実摘示だと言い切った方が請求しやすいという事情があります。したがって一見、意見論評のように見えても、それは特定の事項を主張しているんだということを言って、事実摘示型の方に押し込んでいくということも1つの方法として考えられます。

### (2) プライバシー


プライバシーは、『宴のあと』事件の基準が使われています。

### (3) 侮辱 (民事では、名誉感情の侵害)

侮辱をどう使うかという、例えば、死ね、殺すといった殺害予告は、侮辱にあたると主張することもあります。殺害予告とまでは読めないものの、少なくとも脅迫にはあたるといって、違法性を認めた高裁判決もあります。

### (4) 営業権侵害

次は営業権侵害です。営業妨害、業務妨害だから営業権侵害だろうと思いつくかもしれませんが、営業権侵害は人格権侵害ではないため、人格権侵害に基づく妨害排除請求としての削除請求ができないという特徴があります。ただ、発信者情報開示の対象にはなりません。

ということで、業務妨害だから削除してくださいという請求は、法的には立たないと言っている人の方が多いように思います。ただし、裁判官によってはそれも立つと言っている方もいらっしゃいます。ですから、これはまだ確定した話ではないので、やってみてもよいかもしれません。(次号へつづく) 

日本全国 80 名の不動産鑑定士グループ

《 迅速かつ精密な仕事をモットーに 》

# 不動産鑑定

# 任意 相続 売却

- 民事再生・会社更生に係る評価
- 相続・財産分与に係る評価
- 会社間売買に係る評価
- 海外不動産の評価・コンサル

オフィスビル・商業ビル・ホテル  
・レジデンス・戸建等  
売却・購入のご要望があれば、  
お寄せ下さい。

不動産鑑定実績 1 万件以上

**株式会社日本不動産鑑定パートナーズ**

☎ 03-3233-3733

FAX 03-3233-3755

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 2-7 乾ビル 5 階

- 不動産鑑定業 国土交通大臣(4)第 189 号
- 宅地建物取引業 東京都知事(4)第 79499 号
- 不動産投資顧問業 国土交通大臣 第 689 号
- 第二種金融商品取引業 関東財務局長(金商)第 1343 号

<http://www.rap-japan.net/>